

令和7年度

港区養子縁組民間あっせん機関助成事業

養親希望者手数料負担軽減事業の交付申請について

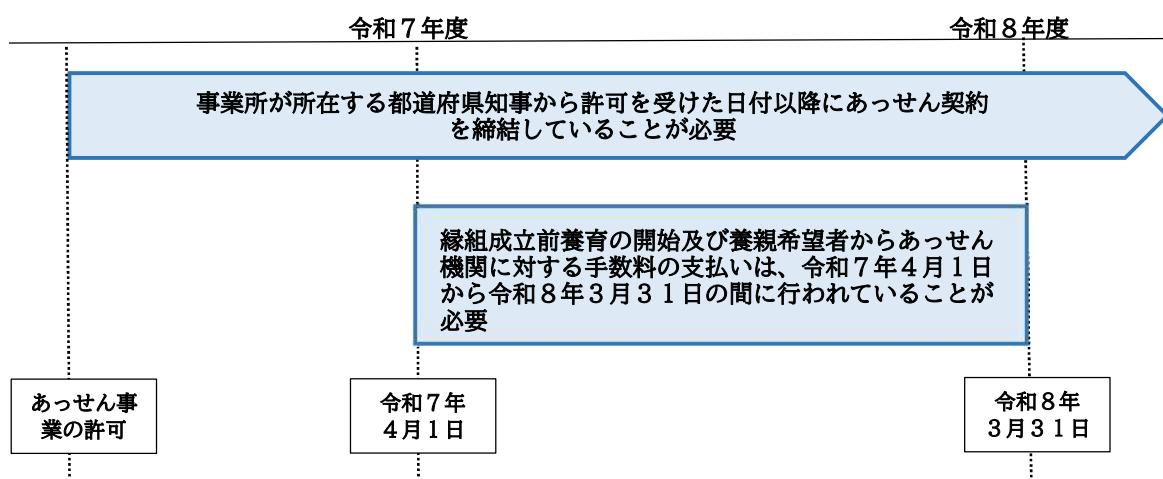
- 1 事業の概要
- 2 補助の内容・要件
- 3 交付申請の手続き
- 4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト
- 5 交付申請書の記載例
- 6 あっせん事業者ご担当者様へ
～養子縁組民間あっせん機関手数料支払証明書（別紙2）の記載例

1 事業の概要

- この事業は、港区に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るために、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、港区が養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助するものです。
- このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しております。内容をご確認の上で申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

2 補助の内容・要件

- あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。
- 今年度の本事業の補助対象は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、あっせん機関の手数料の支払いを行った場合を補助対象とします。
(令和8年4月1日以降の支払いについては、令和8年度の補助対象となります。)



- あっせん機関に対して支払った手数料について、1人（世帯）当たり60万円を上限として補助を行います。
- 補助の回数は、1回のあっせんごとに1回に限ります。
- 縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、港区に居住していることが必要です。
(交付申請の時点で、縁組成立前養育が開始していない場合には、交付申請の時点で港区に居住していることが必要です。)

3 交付申請の手続き

○P. 6 「交付申請必要書類一覧・チェックリスト」

○P. 7～P. 10 「交付申請書、請求書の記載例1～4」も併せてご確認ください。

【必要書類】

	必要書類	備考
1	港区養親希望者手数料補助金交付申請書（第1号様式）	・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとってください。【記載例1、記載例2参照】
2	所要額調書（別紙1）	
3	養子縁組民間あっせん機関手数料支払証明書（別紙2）	・ <u>あっせん事業者が記入する書類</u> です。 【記載例3】に基づき、あっせん機関が記入したもの を、港区にご提出ください。 ・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとって ください。
4	住民票の写し	・区内に居住していること、続柄を確認するための書類で す。 ・ <u>申請日から3か月以内</u> に発行されたものに限ります。 ・原本をご提出ください。 <u>マイナンバーの記載は不要</u> で す。
5	あっせん機関が発行した領収書のコピー (※交付申請の時点であっせん機関に手数料を支払い、領収書の交付を受けている場合)	・あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するため の書類です。 ・コピーをご提出ください。領収書原本はお手元で保管し てください。 ・交付申請の時点で手数料を支払っていない場合には、実 績報告の際にご提出いただきます。

【申請方法・送付先】

○申請は郵送でお願いします。

○簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達が証明される郵便をお勧めします。

住所：107-0062 東京都港区南青山5-7-11

宛先：港区児童相談所 児童相談課 児童福祉係 里親担当

電話：03-5962-6500

【補助金支払いまでの流れ】

○養親希望者手数料補助金事業交付申請の年間スケジュール

	第1回	第2回
交付申請対象者	・令和8年1月30日（金）までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方	・令和8年3月31日（火）までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方（予定含む） ・第1回申請締め切りに間に合わなかった方
① 申請書受付締切 (交付申請)	2月13日（金）まで	3月13日（金）まで
② 交付決定	2月下旬	3月下旬
③ 実績報告書兼 請求書の提出	3月上旬	4月上旬
④ 補助金の支払い	3月末まで	4月末まで

※各締切日は目安の日付となりますので、予めご了承ください。

例) 第1回のスケジュール



- 交付申請を受けて、交付決定の通知をお送りします。
- 交付決定の後、実績報告書兼請求書の提出が必要です。
実績報告書の提出については、交付決定の通知を送付する際に、別途お知らせいたします。
- 第1回のスケジュールで提出された方でも、書類の不備などがあった場合は第2回のスケジュールでお支払いいたします。

【支払いに当たっての注意事項】

- 補助金は口座振込でお支払いします。
- 振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます（旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。）。
- ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合には、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- 港区の公金取扱金融機関でない金融機関を指定することはできません。

【その他の留意点】

- 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
- 補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民票で確認した住所以外に送付することはできませんので、申請後に転居をする場合などは転送届を郵便局に提出してください。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために区担当者から連絡することがあります（原則として、申請者の電話番号にご連絡します。）。
- 提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。
- 本事業で受け取った補助金は、各人にとって所得税法上の「一時所得」となります。本補助金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問合せください。

4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト

港区養子縁組民間あっせん機関助成事業(養親希望者手数料負担軽減事業) 交付申請提出書類一覧・チェックリスト

No	提出書類	<input checked="" type="checkbox"/>
交付申請様式		
1	港区養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金(変更)交付申請書(第3号様式)	<input type="checkbox"/>
	申請年月日は記載していますか。	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	申請年月日の時点で港区に居住していますか。	<input type="checkbox"/>
	氏名の横に押印していますか。(シャチハタ印不可)	<input type="checkbox"/>
2	所要額調書(別紙1)	<input type="checkbox"/>
	申請者は交付申請書(第3号様式)の申請者と同一ですか。	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日は、手数料支払申請書(別紙2)に記載してある年月日と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	縁組成立前養育開始(予定)年月日の時点で、港区に居住していますか。	<input type="checkbox"/>
	補助金算定額表の総事業費の欄には、あっせん機関に支払った手数料の総額を記載していますか。また、手数料支払証明書(別紙2)に記載してある領収(予定)金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
3	養子縁組民間あっせん機関手数料支払証明書(別紙2)(※)	<input type="checkbox"/>
	※本様式は、あっせん機関が記入します。港区には原本の送付が必要です。本人控えとして、コピーを取ってください。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日、あっせん手数料の領収(予定)日・領収(予定)金額を確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
その他参考となる資料		
1	住民票の写し	<input type="checkbox"/>
	申請日から3か月以内に発行されたものですか。	<input type="checkbox"/>
	申請者・配偶者それぞれの氏名の記載がありますか。	<input type="checkbox"/>
	続柄で夫婦であることが確認できますか。	<input type="checkbox"/>
2	あっせん機関が発行した領収書のコピー(※)	<input type="checkbox"/>
	※交付申請の時点であっせん機関に手数料の支払いを行っており、あっせん機関から領収書の交付を受けている場合には、領収書のコピーを添付してください。	<input type="checkbox"/>
	領収書の日付は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの日付ですか。	<input type="checkbox"/>
	領収書の日付は、手数料支払証明書(別紙2)のあっせん手数料の領収日と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	領収書の金額は、手数料支払証明書(別紙2)のあっせん手数料の領収金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>

記載例 1

第3号様式（第8条関係）		年 月 日	
(宛先) 港区長		住所 港区南青山5-7-11	
		申請者氏名 港区 太郎	<input type="button" value="印"/>
港区養子縁組民間あっせん機関助成事業（養親希望者手数料負担軽減事業） 補助金（変更）交付申請書			
記 標記について、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。			
1 申請額	金	600,000	円
(別紙1) 所要額調書 の区補助所要額が自動 入力されます。 手書きの場合は記入 をお願いします。			
2 所要額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）（別紙4）			
3 港区養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書（別紙5）			
4 その他参考となる資料 色のついたセルに記入をお願いします。 その他資料としてご提出いただくもの ・住民票の写し（区内に在住していること、続柄を確認） ・あっせん機関が発行した領収書のコピー ⇒交付申請の時点で手数料を支払い、領収書の交付を受け ている場合			

別紙4（交付申請・区民向け）

(養親希望者手數料負擔輕減事業)

色のついたセルに入力をお願ひします。

申請者	フリガナ 氏名	ミナトク タロウ 港区 太郎	住所・ 電話番号	(〒107-0062) 港区南青山5-7-11	(電話番号 03-5962-6500)
配偶者	フリガナ 氏名	ミナトク ハナコ 港区 花子	住所・ 電話番号	(〒107-0062) 港区南青山5-7-11	(電話番号 03-5962-6500)

○あつせん書の概要

○補助金管定期表

総事業費 (A) 円	基準額 (B) 円	選定額 (C) 円	区補助基本額 (D)=(C) 円	補助率 (E) %	区補助所要額 (F)=(D)*(E) 円	備考
1,500,000	600,000	600,000	600,000	10/10	600,000	

(注) 1 「総事業費」の欄には、あっせん事業者に支払った手数料の総額を記載すること。

助所要額が自動入力されます。手書きの場合は記入をお願いします。

卷之三

「市町村金券由来」の欄は、「選定市町」に印紙を貼りすること。
「区補助所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。
（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。）

記載例 2

記載例 3

別紙5（交付申請・区民向け）

港区養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書

年 月 日

港区長 殿

あっせん事業者の名称

●●●●

所在地

○○○○○○○○○○○○

電話番号

■■ - ■■■■ - ■■■■

代表者氏名

□□ □□

印

【あっせん事業者様】

- 本様式を記載する時点で、
 ・養親希望者からすでに手数料の支払いを受けている場合
 →「受けたこと」に○
 ・これから支払いを受ける場合
 →「受ける予定であること」に○をつけてください。

下記のとおり、港区養子縁組民間あっせん事業者が助成事業の対象となるあっせん手数料の支払いを

・受けたこと

・受ける予定であること

を証明します。

あっせん事業者記入欄

あっせん事業の許可を受けた日	◇◇年 ◇◇月 ◇◇日
----------------	-------------

【あっせん事業者様】

事業者が所在する都道府県から許可を受けた日付を記載してください。

養親（希望者）情報記入欄

	申請者	配偶者
フリガナ	ミナトク タロウ	ミナトク ハナコ
養親氏名	港区 太郎	港区 花子
養親の住所	港区南青山5-7-11	港区南青山5-7-11
養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日	△△年 △△月 △△日	
縁組成立前養育開始（予定）年月日	▲▲年 ▲▲月 ▲▲日	
あっせん手数料の領収（予定）日 領収（予定）金額	領収（予定）日 ◆◆年 ◆◆月 ◆◆日 領収（予定）金額	1,500,000 円

<注意事項>

- ※ あっせん契約締結日は、あっせん事業の許可を受けた日以降であることが必要です。
 ※ 縁組成立前養育開始年月日は平成31年4月1日以降、あっせん手数料の領収年月日は申請を行う当該年度内（4月1日から翌年3月31日の間）であることが必要です。